

SIM カードサービス料金表

2015年7月10日

※本 SIM カードサービス料金表の金額は特に記載のある場合を除きすべて税別です。

SIMカードサービス料金表（税別）

※表記の金額は特に記載のある場合を除きすべて税別です。

【1】初期費用**（1）契約登録料**

| 項目 | 料金（税別） |
|-------|------------|
| 契約登録料 | 3,000 円/契約 |

【2】利用料**（1）SIMカードサービス基本料金（データ通信専用SIMカード（DataタイプSIMカード）利用料）****①基本料金**

| コース名 | 料金（税別） |
|----------|-----------|
| 3GB | 900 円/月 |
| 5GB | 1,520 円/月 |
| 10GB シェア | 2,560 円/月 |

※備考：

- ・高速通信データ容量は、毎月の初日の割当て、その有効期間は当該月の翌月末日までとなります。
- ・3GBコース、5GBコースで利用できるSIMカード数の上限は1、10GBシェアコースで利用できるSIMカード数の上限は3となります。
- ・SIMカードサービスに係るSIMカードサービス契約の解除の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の月額料金の額は、上記基本料金の表中において月額料金の額として定める金額とします。

（2）追加クーポン利用料

| 項目 | 料金（税別） |
|--------|-------------|
| 追加クーポン | 200 円/100MB |

※備考：

- ・追加クーポンは、100MBを1単位とし、1ヵ月あたりの利用可能数の上限は30とします。
- ・追加クーポンは、当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月から3ヵ月後の末日までの期間において有効とします。

(3) SMS機能付SIMカード (TextタイプSIMカード) 利用料

①基本料金

| 項目 | 料金 (税別) |
|-----------|-------------------|
| SMS 機能付帯料 | 140 円/SIM カード 1 枚 |

②SMS料金

| 項目 | 料金 (税別) |
|--------|---|
| SMS 料金 | ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額 (国外への送信においては、消費税は課税されません)。 |

※備考：

- ・基本料金は、契約者が指定した届け先にSMS機能付SIMカードが到着した日の属する月の翌月から発生します。
- ・SMS機能付SIMカードの利用の終了 (機能区分の変更、SIMカードの削除又はSIMカードサービスに係るSIMカードサービス契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。) に係る日の属する月の基本料金の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記SMS機能付SIMカード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- ・SMS料金とは、SMSの利用に応じて、基本料金とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- ・SMS機能付SIMカードの利用の終了にかかわらず、SMS機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該削除日又は当該解除日がいづであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(4) 音声通話機能付SIMカード (TalkタイプSIMカード) 利用料

①基本料金

| 項目 | 料金 (税別) |
|-----------|-------------------|
| 音声通話機能付帯料 | 700 円/SIM カード 1 枚 |

②オプション料金

| 項目 | 料金 (税別) |
|----------|---------------------|
| 留守番電話利用料 | 300 円/月・SIM カード 1 枚 |
| 割込電話利用料 | 200 円/月・SIM カード 1 枚 |

③SMS料金

| 項目 | 料金 (税別) |
|--------|---|
| SMS 料金 | ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額 (国外への送信においては、消費税は課税されません)。 |

④通話料金

| 項目 | 料金（税別） |
|-----------|--|
| 通話料金（国内） | ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において通話モードに係る料金及び 64kbps デジタル通信モードに係る料金として定められた額と同額。 |
| 通話料金（国際） | ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額（消費税は課税されません）。 |
| 国際ローミング料金 | ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額（消費税は課税されません）。 |

※注意：

- ・ 国際通話は、当社が別途定める国へのみ発信が可能です。

※備考：

- ・ 基本料金は、契約者が指定した届け先に音声通話機能付SIMカードが到着する日として当社が指定した日（以下、「音声通話機能付SIMカード利用開始日」といいます。）から発生します。
- ・ 音声通話機能付SIMカードの利用の終了（機能区分の変更、SIMカードの削除又はSIMカードサービスに係るSIMカードサービス契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。）に係る日の属する月の基本料金の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付SIMカード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- ・ 留守番電話若しくは割込電話着信の利用又は利用の終了にあつては、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション若しくは割込電話着信オプションの利用の申込又は利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込又は利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたりいずれか1とします。
- ・ 留守番電話利用料及び割込電話着信利用料は、留守番電話オプション及び割込電話着信オプションの利用開始日（当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。）から発生します。
- ・ 留守番電話オプション及び割込電話着信オプションの利用の終了に係る日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。）の属する月の留守番電話利用料及び割込電話着信利用料の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付SIMカード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- ・ SMS料金、通話料金（国内）、通話料金（国際）及び国際ローミング料金とは、SMS、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、基本料金、留守番電話利用料及び割込電話着信利用料とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- ・ 契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はSIMカードサービスの利用を停止することがあります。

- ・音声通話機能付SIMカードの利用の終了にかかわらず、SMS機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該削除日又は当該解除日があるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。
- ・通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、基本料金（月額）より2ヵ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、2ヵ月以上遅れて請求が行われる場合があります。
- ・電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。
- ・ユニバーサルサービス料 2円/1電話番号
ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国おける提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、110番・119番等の緊急通報をいいます。）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸与するSIMカード毎に設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があります、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までにwebサイト上で通知を行うものとします。

【3】 その他の料金

（1）SIMカードの故障の場合（自然故障であるか否かを問わないものとする）

| 項目 | 料金（税別） |
|--------------|-----------------|
| SIMカード再発行手数料 | 2,000円/SIMカード1枚 |

（2）亡失負担金（SIMカード再発行手数料）

| 項目 | 料金（税別） |
|-------|-----------------|
| 亡失負担金 | 2,000円/SIMカード1枚 |

（3）異なるサイズ区分のSIMカードへの変更に要する費用

| 項目 | 料金（税別） |
|-------------|-----------------|
| SIMカード交換手数料 | 2,000円/SIMカード1枚 |

（4）異なる機能区分のSIMカードへの変更に要する費用

| 項目 | 料金（税別） |
|-------------|-----------------|
| SIMカード交換手数料 | 2,000円/SIMカード1枚 |

※注意：

- ・異なる形状区分のSIMカードへの変更と同時に変更する場合にあっては0円。

(5) SIMカードの交換・追加を伴わないコース変更に要する費用

| 項目 | 料金（税別） |
|---------|--------|
| コース変更費用 | 0 円 |

(6) シェアコースにおけるSIMカードの数の変更に要する費用

| 項目 | 料金（税別） |
|--------------|---------------------|
| SIM カード追加手数料 | 2,000 円/SIM カード 1 枚 |

※注意：

- ・SIMカードの削除にあっては0円。

(7) MNPIによる転入に要する費用

| 項目 | 料金（税別） |
|-----------|--------|
| MNP 転入手数料 | 0 円 |

(8) MNPIによる転出に要する費用

| 項目 | 料金（税別） |
|-----------|--------------|
| MNP 転出手数料 | 3,000 円/1 転出 |

【4】料金の調定

(1) 最低利用期間内の解除の場合の調定金

SIMカードサービスの最低利用期間は、課金開始日から課金開始日の属する月の翌月末日までの期間とします。

| 項目 | 調定金（税別） |
|-----------|---------------------------------|
| 最低利用期間内解除 | 当該最低利用期間に対応する SIM カードサービス基本料金の額 |

(2) 音声通話機能付SIMカード利用の終了の場合の調定金

契約者は、音声通話機能付SIMカードの利用の終了があった場合は、下表に定める方法により算出した音声通話機能解除調定金を支払うものとします。ただし、音声通話機能付SIMカードをデータ通信専用SIMカード又はSMS機能付SIMカードに変更した場合を除きます。

| 項目 | 調定金（税別） |
|-------------------------|--|
| 音声通話機能付 SIM カード利用の終了 | (12 ヶ月－利用月数(音声通話機能付き SIM カード利用開始日の属する月を 0 と起算します)) ×1,000 円 |

附則

(実施時期) この料金表は平成27年7月10日から実施します。